

# 一宮市男女共同参画推進懇話会 会議結果

日 程:平成21年5月27日(水) 午前10時～11時50分

場 所:一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F 第1会議室

出席者:懇話会委員11名

(欠席委員:岡委員、子安委員、菊池委員、和田委員)

企画部長、企画部次長、企画政策課長、子育て支援課長、

企画政策課 石原副主監、坂野主任、尾関主事

1. あいさつ 佐々木会長、一色企画部長
2. 新委員の紹介 土屋委員、佐藤委員、亀垣委員
3. 議 題

## ①男女共同参画に関する市民アンケートについて

### ○ 事務局から次のとおり説明

男女共同参画に関する市民アンケートは、計画策定の基礎資料として、男女共同参画に関する市民の意識を調査し、把握するものです。調査方法は、満20歳以上の市民3,000人を住民基本台帳・外国人登録原票から無作為に抽出し、郵送で配布・回収をします。アンケートの実施時期は、市政アンケートを利用して市民アンケートを実施しますので、8月6日から26日まで行うことが決定しています。

アンケートの調査結果は、計画策定の基礎資料になりますので、調査項目の作成は、佐々木会長、副会長の津田委員、土本委員、岡西委員の4名でアンケート検討部会を設置して検討・提案をお願いしました。検討会議は、4月28日と5月14日の2回開催していただき、調査項目としてまとめたものが資料の「男女共同参画意識に関する調査項目」です。

次に、アンケートの調査項目についてご説明します。この調査項目は、内閣府が平成19年8月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」と愛知県が平成20年9月に実施した「男女共同参画意識に関する調査」をベースに作成されています。大きな項目として、〈男女の平等について〉で2問、〈女性の社会進出について〉で2問、〈結婚、家庭・地域生活に関する意識について〉で5問、〈人権に関わる問題について〉で2問、〈男女共同参画社会について〉で2問の合計13問、その他回答者自身の年齢、職業等の質問が6問、最後に自由意見記入欄で構成されています。国や県の調査結果

と比較するため、基本的には、同じ項目の質問が多くなっていますが、新たに追加した質問や省略した質問もあります。また、説明文を変更したものや回答項目を一宮市に即したものに変更したケースもあります。具体的には、問 1-1 は国や県の調査項目にはないものを追加したものですし、問 10、問 11 の人権に関わる質問についても検討していただき、回答項目が変更されています。また、省略したものとしては、女性の社会進出に関する質問で、今後女性が就いてほしい具体的な職業や役職を尋ねるものや、仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先しているかという質問で国や県では現実と理想のギャップを尋ねる形式になっていましたが、今回の案では問 7 として現実のみを尋ねるものとなっています。

その他にも検討していただいた項目はございますが、アンケート全体の枚数にも制限がございまして、検討部会の委員さんにはご苦勞をおかけいたしました。なお、佐々木会長はじめ検討部会の委員さんから補足事項やご意見がございましたらよろしく願います。

#### 質問、意見、提案など

##### ◎ 委員：

問3の設問1の「家庭」を削ったほうがよいのではないかと。また、設問3を「家庭責任は、主に女性とされている」としたほうがよいのではないかと。問4の設問4「子どもの世話や介護など～」と表現を変えたほうがよいのではないかと。問11「DVやセクハラについて～」としたほうがよいのではないかと。問12の設問10 ジェンダーのカッコ書きの表現を「社会的性別」ではなく、「社会的性別役割分担」としたほうがよいのではないかと。

##### ◎ 委員：

今回は、調査項目しかありませんが、アンケート実施にあたっての前文などは前についてくるのか。

##### ○ 事務局：

当然、入れさせていただきますが、今回の審議項目には、入っておりません。

さきほどの問11の件ですが、事務局としても検討をしましたが、セクハラについては、基本的には、職場で委員会を作って、そこが相談窓口になるのではないかとということで、問10の設問7の質問項目にいらさせていただきますこととしました。

##### ◎ 委員：

セクハラというのは、職場だけのことを言うのでしょうか。社会の中、全部にあるのでは

ないか。

○ **事務局：**

セクハラの法律上の定義は、男女雇用機会均等法で、女性の労働者の権利を守るために規定されたものであり、後者のような一般的なものは、人権の問題であり、ここでいうセクハラとは違います。

◎ **会長：**

現在、学校・職場などそれぞれの事業所においては、ルールを作ることが義務付けられている。また、一般的にはセクハラの定義はあいまいで極めて難しい問題で、最初はアンケート項目として入っていなかった。事業所以外のセクハラまがいのことは、裁判等でないとはっきりしない。

市民からアンケートを得るのに、セクハラの定義を明確にするのは難しい。愛知県の調査の場合は、セクハラの定義を事業所に限定している。行政の立場で調査される場合は、はっきり定義されないものを調査することは困るのではないか。

◎ **委員：**

市では、セクハラ等の相談をする窓口はないのでしょうか。

○ **事務局：**

市には、市民の総合相談所があって、職員のOBが詰めており、人権に関わることであれば、弁護士への相談を促すなど、一義的な対応をとっている状況です。

◎ **会長：**

マスコミなどによく出てくるセクハラは、性犯罪など指すことが多い。愛知県のセクハラに関する調査では、限定的な定義がされている。私どもが日常使用している言葉と正確な用語の意味に乖離があると思われます。

◎ **委員：**

職場におけるセクハラの問題については、会社がルールを作っていないとか、窓口がない場合などは、愛知労働局の中に雇用機会均等室というところがありますので、相談を受けたり、会社への是正指導を行うなどの対処がとられています。

ただ、これは、職場の雇用に関する不利益の関係に限定された制度です。一般的な問題になれば、人権の問題ですので、人権擁護委員会とかに申し出されるという流れになってくると思います。

◎ **会長：**

私は、セクハラについては、一般的に言われている意味と正確な用語の意味が合致し

ていないので、セクハラについては、アンケート項目としては、外したほうがいいのではないかと思います。

◎ 委員：

人権に関わる問題ということで、DVとセクハラをとりあげられた意図は何でしょうか。職場であれば、セクハラよりもパワハラのほうが多いと思います。

◎ 会長：

ひとつは、DVの問題は、愛知県などが調査している項目であるということです。一宮市の現状を見る場合に、他と比較する必要があるため、項目をあまり違えず、同一の項目でという考えからです。

◎ 委員：

そういうことであれば、同じように、DVだけでいいと思います。一宮が特にセクハラが多いということであれば、必要だと思いますが。

◎ 会長：

問10の問題は、後にしまして、問題として挙げられた問12の設問10ジェンダーのかつこ書きについては、内閣府・愛知県で同じ質問があります。共に、社会的性別という説明がある。一宮市だけ用語を変えた場合に、それが正確なものかどうか疑問です。また、計画の用語解説の中身とも合っていないとおかしいのではないかと考えますが。

◎ 委員：

元の通りで結構かと思います。

◎ 会長：

それでは、これはこのままいきましょう。次に、問3のところですが、愛知県の設問の仕方と全く一致していますが、問題がありますか。言葉を変えると、計画を作る段階のところ、愛知県はこういう結果だが、一宮市はこういう状況だという場合に、比較ができなくなってしまう。

◎ 委員：

質問の文を愛知県とは変えましたので、回答も変えたほうが良いという提案です。

◎ 委員：

女性の進出では、ワークシェアリングが主になっていて、家事のシェアリングがおろそかになっている。家庭という分野も入れておいていただきたい。設問3についても、家庭の支援・協力が得られないという項目は、ぜひ必要だと考えます。

◎ 委員：

家庭と職場と地域は、男女共同参画の受け皿であるので、家庭は外せないと思います。

◎ 委員：

子育て、しつけの問題も、家庭でのしつけが重要ですので、家庭は大事だと思います。

◎ 委員：

実際に、アンケートを答える場合には、非常に答えにくくなっていると思います。家庭と職場と地域の3分野が混ざっている状況なので、問3の設問1を分野別に分けたほうがよいのではないのでしょうか。

◎ 会長：

それは、いいでしょうね。家庭、職場、地域がひとくくりになっているから、設問を分けるというのは、よいのではないのでしょうか。

◎ 委員：

そのような形に分けられるのであれば、異論はありません。

◎ 会長：

それでは、今まで話が出た中で、残ったのは、問10、問11のDVとセクハラの問題ですね。問4の設問4の表現については、従来からこのような質問になっていますので、このままでよろしいですね。

◎ 委員：

問10については、タイトルが、＜人権について＞という定義が出てくるので、DVだけではという感覚になるが、タイトルを＜ドメスティック・バイオレンスについて＞と変更すればどうでしょうか。人権は大切な問題ですが、限られたスペースの中で、きちんとした定義や説明がない状態で、項目として盛り込むことにより、誤解を招くことになるのではないのでしょうか。

◎ 委員：

定義をきちんと盛り込めばいいのではないのでしょうか。

◎ 会長：

私は、ドメスティック・バイオレンスに絞られたほうが、きちんとした設問とアンケート結果が出ると思います。世間でいうところのセクハラという意味合いがかなり広い範囲で言われていますので。委員の皆様はどうお考えですか。

◎ 委員：

人権と言ったら、売買春であるとかもっと広い範囲に渡りますので、限られたスペースで

は、中途半端な質問になってしまいます。限定したほうがいいと思います。県と同じような形で、〈ドメスティック・バイオレンスについて〉としてはどうでしょうか。

◎ 会長：

アンケート検討部会での第2回の原案もそのようになっていましたので、それでいいのではないのでしょうか。

○ 事務局：

タイトルを〈ドメスティック・バイオレンスについて〉とし、問10の設問6、7を抜いた形となり、県の調査と一致します。よろしいでしょうか。

◎ 委員：

設問6、7は残し、大きいタイトルを〈ドメスティック・バイオレンスなどについて〉とされてはどうでしょうか。設問7など、一般の市民が知らない情報も入っていますので、残されてはと思います。

○ 事務局：

大きいタイトルを〈ドメスティック・バイオレンスなどについて〉、質問文はそのまま、回答項目もそのままという形でよろしいでしょうか。

◎ 佐々木会長：

それでは、最初から、変更する部分について、事務局から確認願います。

○ 事務局：

問3の設問1について、「家庭における～」、「職場における～」、「地域における～」と3つに分ける。また、問10は、タイトルを〈ドメスティック・バイオレンスなどについて〉に変更する。この2点でよろしいでしょうか。

◎ 会長：

よろしいですか。それでは、市で、8月にアンケート調査をしていただいて、その結果、次の推進計画の見直しに入っていくということになると思います。本日はこれで終了したいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局：

「(仮称)新しいちのみやし男女共同参画計画」の策定について、前回の懇話会でスケジュール案をお示したところ、市民ワークショップを前倒しで行ったほうがよいというご意見をいただきましたので、そのことを含めて新しい策定スケジュールを次回の懇話会で説明させていただきます。

現在の委員の皆様におかれましては、平成19年10月1日より平成21年9月30日まで

となっております。懇話会の会議としましては、本日が最終の会議となります。誠にありがとうございました。

また、次期の懇話会の委員のお願いにつきましては、新たな男女共同参画計画の策定に携わっていただくということもあり、委員の構成等若干の変更を考えております。新たに懇話会委員として、公募の市民委員2名を7月号の広報等により募集したいと考えておりますので、よろしくご承知のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

◎ 会長：

それでは、長時間にわたるご審議ありがとうございました。